

## 第四次環境基本計画のポイント

#### 特に第三次環境基本計画から変わった点

- 1. 持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提 に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に 達成する。
- 2. 「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進める。
- 3. 東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、 復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策 に取り組む。

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

## - 目指すべき持続可能な社会の姿-

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会



## -今後の環境政策の展開の方向-

#### ■ 政策領域の統合による持続 ■ 可能な社会の構築

- ●環境的側面、経済的側面、社会的側面を 統合的に向上させる
- ●各々の環境政策の分野の相互関係を踏まえた分野間の連携を図っていく (例:地球温暖化と生物多様性)

## 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化

●環境問題に関する国際交渉や国際環境協力を行うに当たっては、長期的な視野に立ち、我が国の国益と地球環境全体の利益の双方の観点から戦略的に取り組む

# **3** 持続可能な社会の基盤となる 国土・自然の維持・形成

- ●自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、 国土から生み出される生態系サービスを 持続可能なかたちで利用していく
- ●新規を含む都市基盤や住宅のストック等についても、環境負荷が小さいものとなるように、質を高めるとともに、適切に維持管理・更新を進めていく

#### 地域をはじめ様々な場における 多様な主体による行動と参画・

- ╹■ 協働の推進
  - ●行政・企業・NPO・市民それぞれの主体が問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組むよう、環境教育や意識啓発を行う